○○会規約・会則

（名称）

第１条 この会は○○○と称する。

（事務所）

第２条 事務所は、日進市○○△丁目△番に置く。

（目的）

第３条 この会は、○○○に関する活動（公益活動）を行い、○○○に寄与することを目的とする。

（活動）

第４条 この会は、前条の目的を達成するために、次の○○○活動を実施する。

(1) ○○○

(2) ○○○

（会員）

第５条 この会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（会費）

第６条 会費は徴収しない。ただし、必要に応じて必要経費を徴収することができる。

（退会）

第７条 会員は，退会を申し出ることで、任意に退会することができる。

（役員）

第８条 この会に次の役員を置く。

　会長・・・会を代表し，その活動を総理する。

（意思決定）

第９条 意思決定は代表が行うものとする。

前項の決定に対し、疑義がある場合は会員が申し出ることができる。この場合、会長は各会員の過半数による意思決定を確認の上、業務を遂行しなければならない。

（委任）

第１０条 この会則に定めのない事項については、業務を円滑に進めるために会長が遂行する。

附 則

この会則は，令和○○年△△月□□日から施行する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **○○会 　収支予算書計算書** | | |
| 令和２年度分　 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで | | |
|  |  |  |
| 収入の部 |  | (単位：円) |
| 項目 | 予算額 | 内訳 |
| 交流会事業収入 | 72,000 | 参加費として 1000×3人×24回 |
| 当期収入合計 (A) | 72,000 |  |
| 前期繰越収支差額 | 0 |  |
|  |  |  |
| 収入合計 (B) | 72,000 |  |
|  |  |  |
| 支出の部 |  |  |
| 項目 | 予算額 | 内訳 |
| 食糧費 | 28,800 | 参加者に供する茶菓として 400×3人×24回 |
| 印刷製本費 | 2,400 | 資料、チラシの印刷費として 200×12ヶ月 |
| 人件費 | 36,000 | 講師の人件費として 1500×24回 |
| 当期支出合計 (C) | 67,200 |  |
| 当期収支差額 (A-C) | 4,800 |  |
| 次期繰越収支差額 (B-C) | 4,800 |  |